

新型コロナウイルス感染拡大の影響による
休業・失業で生活資金にお悩みの皆さまへ

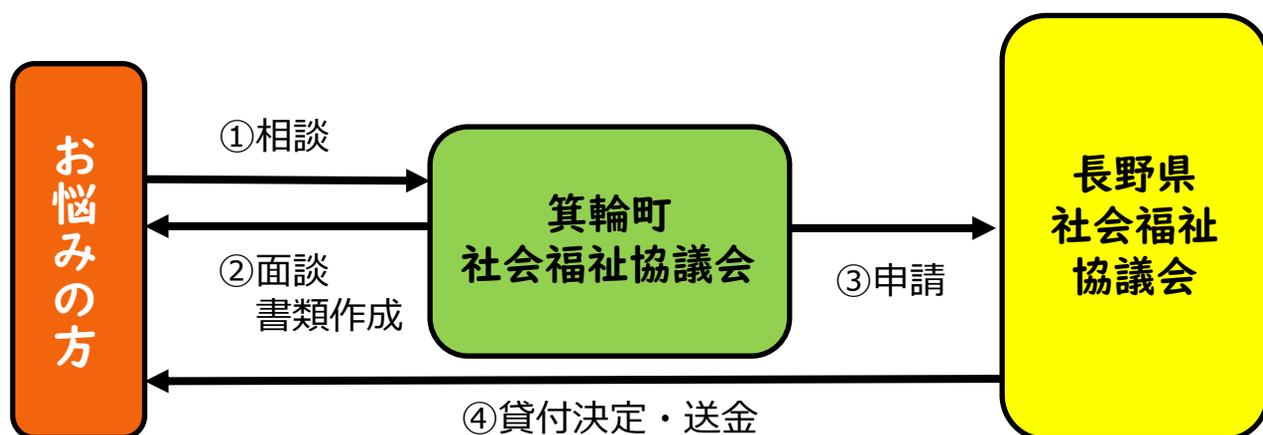
特例資金貸付は令和4年8月末までです！！

長野県社協では、以前より低所得世帯に対して生活費等の資金貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しております。

この度、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を実施します。

貸付のご相談は、下記「問い合わせ先」へお願いします。

生活福祉資金貸付手続きの流れ



【問い合わせ先】箕輪町社会福祉協議会

☎ 70-7075 相談専用番号

✉ soudan@minowa-shakyo.or.jp

相談時間：月～金曜日（祝日は除く）

8：30～17：00

相談は予約が必要となります。事前にお問い合わせください。

緊急小口資金特例貸付 令和4年8月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け
収入減少があり、緊急かつ一時的な生計
維持のため、貸付を必要とする **世帯**

■貸付上限額 10万円以内（1回）

※ただし、自営業者、世帯人数が4人以上、
新型コロナウイルス感染症の罹患者や要介護者
がいる世帯は 20万円以内（1回）

■償還期間

2年以内（24ヶ月）

・収入が年金のみの世帯、生活保護受給者
世帯、暴力団関係者は貸付対象になりません。
また、虚偽などの不正が認められた場合、申
請は受理いたしません。

■貸付利子・保証人

無利子・保証人不要

※ただし3年目から延滞利子年利3%発生

■ご用意いただくもの

- ①本人確認できる書類
(運転免許証等の身分証明書)
- ②振込口座（本人名義）が確認できる
通帳またはキャッシュカード
- ③申込者の印鑑
- ④収入減少がわかるもの
給与明細書、通帳等の入金履歴 等
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
前後の給与状況が確認できる物
- ⑤1ヶ月分の収支がわかる家計表

総合支援資金特例貸付 令和4年8月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け
収入減少や失業により生活が困窮し、日常
生活の維持が困難となっている **世帯**

- ・失業等給付、年金等を受けている場合で
あっても、その金額だけでは生活費を賄
うことができない時は貸付可能です。
- ・借受人は65歳未満の者と定めていますが、
今回はこの限りではありません。
- ・まいさぼ上伊那の支援員と面談、3ヶ月間
の生活状況を報告することが必須です。

■ご用意いただくもの

上記「緊急小口資金特例貸付」で、ご用意
いただくものに加えて

- ①世帯全員の健康保険証又は住民票
- ②緊急小口資金特例貸付決定通知書
- ③1ヶ月分の収支がわかる家計表

■貸付上限額

単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

※貸付期間：原則3ヶ月以内

2ヶ月目から毎月10日に振込まれます

■償還期間

10年以内（120ヶ月）

■貸付利子・保証人

無利子・保証人不要

※ただし11年目から延滞利子
年利3%が発生します。